

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その4)

平成25年

目 次

議案第 116 号 鎌倉市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
の制定について 1

議案第 116 号

鎌倉市職員の退職手当に関する条例等の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年2月20日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

国家公務員における退職給付の給付水準の改定内容に準じて、退職手当の支給水準を引き下げるものである。

鎌倉市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市職員の退職手当に関する条例(昭和30年4月条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

5 当分の間、第3条から第5条までの規定に該当する退職をした者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ $\frac{87}{100}$ を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第5項」とする。

6 当分の間、第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 鎌倉市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和49年3月条例第26号)の一部を次のように改正する。

付則第3項及び第4項を削る。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 鎌倉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和59年1月条例第6号)の一部を次のように改正する。

付則中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項を第7項とする。

付則第9項中「及び第7項」を削り、同項を付則第8項とする。

付則第10項中「付則第7項」を「付則第6項」に改め、同項を付則第9項とし、付則第11項を付則第10項とする。

(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 鎌倉市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年12月条例第12号)の一部を次のように改正する。

付則第13項中「44年」を「42年」に、「第3条の規定による鎌倉市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例付則第3項」を「同条例附則第5項」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 鎌倉市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年6月条例第6号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「、第6条及び」を「及び第6条、」に、「退職手当の額が、

新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに付則第9項の規定による改正後の条例第26号付則第3項、付則第10項の規定による改正後の条例第6号付則第6項並びにこの条例を「額にそれぞれ $\frac{87}{100}$ （旧条例第4条（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）又は第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が20年以上34年以下である者にあつては、 $\frac{87}{106}$ （その勤続期間が35年以上である者にあつては、 $\frac{87}{105.5}$ ））を乗じて得た額が、鎌倉市職員の退職手当に関する条例第2条の4から第5条の3まで、第6条から第6条の5まで並びに附則第5項及び第6項、鎌倉市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年12月条例第12号）付則第13項並びにこの条例の」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の鎌倉市職員の退職手当に関する条例（以下この項において「新条例」という。）附則第5項（新条例附則第6項及び第4条の規定による改正後の鎌倉市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例付則第13項においてその例による場合を含む。）の規定の適用については、新条例附則第5項中「 $\frac{87}{100}$ 」とあるのは、施行日から平成26年3月31日までの間においては「 $\frac{98}{100}$ 」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「 $\frac{92}{100}$ 」とする。
- 3 第5条の規定による改正後の鎌倉市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例付則第2項の規定の適用については、同項中「 $\frac{87}{100}$ 」とあるのは、施行日から平成26年3月31日までの間においては「 $\frac{98}{100}$ 」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「 $\frac{92}{100}$ 」と、「 $\frac{87}{106}$ 」とあるのは、施行日から平成26年3月31日までの間においては「 $\frac{98}{106}$ 」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「 $\frac{92}{106}$ 」と、「 $\frac{87}{105.5}$ 」とあるのは、施行日から平成26年3月31日までの間においては「 $\frac{98}{105.5}$ 」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「 $\frac{92}{105.5}$ 」とする。